

人権週間にあわせ 特設の人権相談所を開設します

「世界人権宣言」は昭和23年(1948)に国際連合で採択され、これを記念して国際連合は12月10日を「人権デー」と決めました。そして、この「人権デー」を最終日とする1週間(12月4日～10日)を「人権週間」と定め、法務省や全国人権擁護委員連合会では、人権意識の高揚を図るため、関係機関や団体の協力を得てさまざまな取り組みを行っています。

市では、人権問題や日常生活全般についての相談所を毎月1回開設していますが、「人権週間」にあわせ、人権擁護委員全員(8人)による特設の人権相談所を開設します。

- ▶日時 12月8日(水) 午前10時～午後3時
- ▶場所 忍・行田公民館ホール
- ▶相談機関 熊谷人権擁護委員協議会行田部会
- ▶問い合わせ 人権推進課人権同和对策担当(内線221)



中小企業組合の 設立相談は中央会へ

事業協同組合や企業組合などの中小企業組合は、法律に基づき、国や県などの行政庁の認可を受けて設立することができます。設立をお考えの方は、埼玉県中小企業団体中央会にご相談ください。

事業協同組合

中小企業者4社以上が集まれば設立できます。コストダウンをはじめ、販路の拡大、受注の確保や取引条件の改善など、中小企業を支援するための組合事業を共同で行います。

企業組合

事業者に限らず勤労者や主婦、学生などの個人が4人以上集まれば設立できます。特産品の販売、介護サービス、衣類品などのリサイクルなど、どのような活動も行えます。

- ▶問い合わせ
同会熊谷支所
☎523-0075



くらしの110番情報

悪質商法の二次被害にご注意ください

【事例】

6年前に資格取得用教材の電話勧誘があり、最初は断っていたが、何回もしつこく勧誘され、結局契約してしまった。しかし、教材は買ったものの、勉強する意欲が続かずそのまま放置していた。最近になって「資格を取るまでは自動継続になっている」と電話があり、さらなる教材の購入を勧誘された。その気がないので断ると、「途中でやめるには手数料40万円が必要だ」と言われ、その後もしつこく電話があり困っている。

【問題点】

二次被害とは、事例のように、一度消費者被害に遭った人に対して、すでに支払いが完了しているにも関わらず、「以前の契約が継続中です」と言われて勧誘する手口による被害です。更新料や退会手数料などを不当に請求したり、新たな契約を勧誘したりするもので、中には10年以上も前の契約にこじつけて勧誘してくるケースもあります。過去に「資格講座」や「云員サービス」などの契約をした消費者がターゲットになる事例が多く見受けられます。これらは非常に悪質な販売方法で、過去の契約などの個人情報悪用し、まったく根拠がないのに、あたかも支払い義務があるかのように消費者の不安をおおるもので、そのほとんどが自宅や職場への長時間あるいは複数回にわたるしつこい電話勧誘によるもので

す。悪質業者にとって新たに勧誘するよりも、一度契約した消費者を狙って勧誘した方がだましやすいことと、過去に契約した人の名簿がいわゆる「カモリスト」として業者間で流通していることなどが、二次被害のトラップが増加する要因といわれています。

【アドバイス】

①悪質業者は、以前の契約から数年たち、消費者の記憶が薄れかかったころを見計らって勧誘の電話をかけてきます。電話がかかってきても業者の話が聞かず手短かに電話を切るようにしましょう。

②以前の契約の支払いを完済していれば、資格を取ったかどうかに関わらずその契約は終わったことになりま。業者の言葉に惑わされず、きっぱりと断りましょう。

③業者を信用して、または勧誘を断りきれずに、不要な契約を結んでしまった場合でも、電話勧誘による契約は契約書の受領日を含めて8日以内であればクーリング・オフができます。

困ったときは、お近くの消費生活相談窓口にお問い合わせください。

▼問い合わせ

埼玉県消費生活支援センター春日部
☎048-734-0999または
生活課市民生活担当(内線252)